平成２７年（フ）第２２７号
神戸市灘区神前町３丁目10番５号　１号室
債務者　岡田　　豊
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７８号
神戸市東灘区深江北町１丁目８番19号　ファミネス芦屋105号
債務者　マンマこと　服部小夜子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８１号
神戸市兵庫区福原町15番14号　大谷ビル302、従前の住所神戸市長田区大丸町３丁目５番12号　ラムール長田505号
債務者　池井さおり（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３８号
奈良県天理市杉本町297番地５　グランミュB106号室
債務者　えびすカレー新なんば店こと　木上明**徳**
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６９号
奈良県桜井市大字外山177番地の１
債務者　佐古組こと佐古正こと坂グループこと坂　　直行
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第９４号
奈良市平松１丁目11番７―101号
債務者　中尾　博章
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３８号
広島県呉市東畑１丁目17番45号
債務者　大島　満雄
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第３９号
広島県呉市東畑２丁目２番18号
債務者　平本　由美
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第９８号
佐賀市鍋島町大字八戸3190―２　レガート鍋島Ａ204号、住民票上の住所福岡市中央区大濠公園３番32―605号
債務者　高園　思温
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９９号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉315番地８　アレグリア基山205号
債務者　下園　正美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
熊本市東区健軍５丁目５番21号　メゾンドレーク24号室、前住所熊本市東区新外３丁目１番８―104号　ボンヌール健軍104
債務者　吉田　一雄
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７０号
熊本県宇城市小川町江頭290番地１　ヌーベル・カーサⅠ101号
債務者　豊原　光宏
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４３号
熊本市東区長嶺西２丁目８番18―102号　ステーブル長嶺Ａ
債務者　山本　洋伸
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４４号
熊本市東区長嶺西２丁目８番18―102号　ステーブル長嶺Ａ
債務者　山本　美香
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７号
青森県五所川原市大字金山字盛山151番地３
債務者　尾野　幸弘
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
青森市大字新城字平岡109番地39
債務者　阿部　大樹
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係